別紙１

事業計画書　**記載例及び記載上の注意点**

申請事業者の概要	（１）事業者名	
	（２）本社所在地	
	（３）資本金	千円
	（４）常時使用する従業員数	人
	（５）主な業種※1	
	（６）主な事業内容	
副業・兼業、契約及びプロ人材の概要	（１）氏名	
	（２）生年月日	西暦　年　月　日　歳
	（３）居住地住所	神奈川県○○○（海外居住者も対象）
	（４）契約年月日	令和　年　月　日
	（５）就業開始（予定）年月日	令和　年　月　日
	（６）契約形態※2	雇用契約 or 委任契約 or 業務委託契約 等
	（７）従事日数・回数	毎週土曜日（４時間×４日）×４ヶ月
	（８）従事業務内容	（11）欄を参考にして記載。
	（９）従事場所住所	オンライン及び徳島県三好市○○○
	（10）必要とする（活用する）プロ人材の技能、経験等	（11）欄を参考にして記載。
	（11）プロ人材を活用して目指す企業の成長戦略、達成目標等	項目（8）（10）（11）について、プロ人材が『交付要綱』の「第2条（2）プロ人材」、「別表1」に該当するスキル等を有し、業務内容が「別表2（補助対象事業）」を満たし、企業の成長戦略に貢献すること等が分かるように記載してください。「別紙のとおり」などと記載し、別紙を添付しても構いません。
補助事業完了予定年月日（契約期間満了日等）		令和　年　月　日
利用した登録人材紹介会社名等		（株）リクルート、（株）みらいワークス、JOINS（株）　など

補助事業に要する経費（算定根拠）	1　人材紹介手数料（a）			税抜き	150,000	円
	2　報酬（b）			税抜き	272,728	円
	報酬の内訳	業務委託費： 時間単価5,000円×3時間×4回×5ヶ月÷1.1＝272,727.2・・・				
	3　交通費及び宿泊費（c）+（f）			税抜き	322,724	円
	主な交通手段	出発地	往復⇔片道→	目的地	1回あたり交通費	回数
	航空機	神奈川県横浜市	⇔	徳島県三好市	86,363 円	3
					税抜き 円	
					円	
					円	
					円	
	交通費計（c）			税抜き	259,089	円
	宿泊料（１泊平均）（d）	12,727 円	宿泊日数計（e）		5	泊
	宿泊料計（f）=（d）×（e）				63,635	円
	（１）補助事業に要する経費（a）+（b）+（c）+（f）			税抜き	745,452	円
	（２）補助金交付申請額（１）×0.8※3				500,000	円

259,089

※1 日本標準産業分類の中分類で該当するものを記載してください。
※2 委任契約、業務委託契約又は雇用契約等を記載してください。
※3 千円未満は切り捨てしてください。

（参考）総務省ホームページ_日本標準産業分類_中分類
https://www.soumu.go.jp/main_content/

副業・兼業の業務委託契約日などを入力。**契約年月日が申請の前年度の場合は対象外。また契約期間が5ヶ月を超える場合も、全体が補助金対象外となります。**

実際に副業・兼業を開始した日を記載。開始前の場合、契約書上、明記されていれば、その日を記載。**開始年月日が、4/1～2/28（令和7年度は2/27）以外の場合は補助金対象外となります。**

頻度など。契約書上、明記されていれば、その日を記載してください。

・オンライン以外の場合、基本的には、本店や支店は問わず、申請事業者の事業所の所在地と一致させてください。原則、徳島県外での事業所における副業等は対象外。オンラインはOK。
・「交通費・宿泊費」を申請する場合は、住所入力は必須です。

契約期間が5ヶ月を超える場合、全体が補助金対象外となります。

「1手数料」「2報酬」「3交通費等」のうち、一部分の申請も可能です。

金額は全て「**税抜き**」で記載してください。

黄色セルは数式が入力されているため、入力は不要。

報酬の内訳は、プロ人材との副業・兼業に関する契約書内容等を基に入力してください。

・円滑に申請等手続きを進めるため、「交通費や宿泊費」については、入力内容を申請前に県担当者に相談してください。

・この様式で交通費の積算が難しい場合は、積算を別紙にて提出することも可能です。
行が足りない場合は、行を追加してください。

・交通費や宿泊費は複数日滞在でも、対象となります。
ただし、副業・兼業に関係無いと見なされる費用（例えば、副業に従事する前後日時に観光に要する費用など）は対象外となります。

・交通費や宿泊費は、交付要綱別表2（補助対象経費）のとおり「条例に準じ」、県側でも算定しますので、必ずしも申請額どおりに交付決定される訳ではありません。

・宿泊料は徳島県内の場合、1泊12,727円（税抜き）が上限です。交通費は算定が複雑なため、一概に上限を示すことができません。

交通費・宿泊費のうち、事業完了後の実績報告時に、航空機代と宿泊料については、領収書の提出が必要となります。

（2）交付申請額の上限は500,000円です。
1,000円未満を切り捨てる関数を入力しています。